



令和4年度 赤い羽根共同募金助成金公募のお知らせ

赤い羽根共同募金

永平寺町共同募金委員会

1. 目的

この事業は、永平寺町共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、地域の多様化する福祉課題を解決するため、永平寺町内で活動する福祉団体やボランティア団体等が行う福祉事業に助成を行います。

<基本的な考え方>

- ◎現状の活動だけではなく、高い目標を目指す活動。
- ◎地域住民の参加・協力により独自性をもって福祉課題の解決に取り組む活動。

2. 対象

原則として以下の事項（条件）すべてに該当すること。

(1) 団体

- ① 町内で活動する児童福祉・青少年福祉・障害児者福祉・高齢者福祉・地域福祉・災害関係・更生保護等に関連する団体
- ② 活動開始後1年以上経過している団体

※ただし、町内の多くの団体により、同様の事業が広く行なわれているものについては、助成できません。

(2) 助成事業

- ① 申請年度中に行われる事業。
- ② 事業に要する資金の確保に困難をきたしている。
- ③ 事業実施に対し、団体で一部負担金が見込まれる事業。

(3) 認められる費用

活動に必要な会議費、研修費、備品・機材等の購入費、チラシ・パンフレット・PR教材等の作成費、またイベント運営に対し最低限必要な経費

(4) 認められない費用

- ① 飲食費またはそれに類するもの
- ② 報酬・人件費・団体の構成員への分配費用
- ③ 研修旅行費・高額な交通費
- ④ 寄付行為に関する費用
- ⑤ 建物の増改築や整備、また、高額な備品・機材・物品に関する費用

※ただし、活動実施にあたって不可欠な場合、必要最低限の事項で寄付者に納得される範囲の場合は認める。

(5) 受配者の寄付金募集の禁止について

この助成を受けた場合には、その後1年間その事業に必要な資金を得るための寄付金募集をしないこと。

※社会福祉法第122条に、「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならない。」と定められております。

3. 申請方法

指定の申請書に必要事項を記入し、永平寺町社会福祉協議会へ提出してください。

(1) 提出書類

①共同募金助成金申請書

※申請書の『自主財源確保及び地域住民理解への取組み』欄には、自主財源確保のため取り組んでいることをご記入ください。自主財源確保が困難な団体については、地域住民への理解のための取組みをご記入下さい。

②前年度 決算書

③当年度 予算書

④申請事業の内容がわかる書類

⑤団体の活動内容がわかる資料

(2) 申込期間

令和3年 4月 1日（木）～ 5月31日（月）

(3) 提出先

〒910-1313

吉田郡永平寺町石上 27-41

永平寺町社会福祉協議会

TEL64-3000/FAX64-3103

(4) 決定及び助成金交付時期決定

令和3年 6月下旬 詳細は、各申請団体へ通知いたします。